

「インフルエンザワクチン」について

9月1日、厚生労働省より発表がありました。

10月20日からインフルエンザ予防接種が始まります。



1、インフルエンザ予防接種期間

埼玉県内

令和4年10月20日（木）から令和5年1月31日（火）まで

今回は、

「インフルエンザワクチン」と「新型コロナワクチン」は一緒に受けることができます。

●注意：【インフルエンザワクチン~~以外~~】のワクチンは、新型コロナワクチンと同じ日に接種することができません。

例えば：

①インフルエンザワクチン + 新型コロナワクチン = 受けることができます。

②生ワクチン（BCG：結核）+ 新型コロナワクチン = 受けることが出来ません。

※ 心配や分からない時は、病院の先生と相談してみてください。

2、接種費用

有料となります。（無料ではありません）。

ただし、①と②の条件があれば、個人負担金が免除（無料）となることもあります。

①生活保護世帯の方…生活保護受給証、②市民税非課税世帯（世帯全員が非課税）の方

「後期高齢者医療限度額適用認定証」では個人負担金は免除（無料）できません。

※ 詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

手話通訳が必要な時は、埼玉聴覚障害者情報センター(福祉支援部)、もしくは各地域手話通訳者派遣事務所にご連絡ください。

○接種のことによる疑問・不安や悩み、また外出が減り話し相手が欲しい、日頃の心配事がある場合、

埼玉聴覚障害者情報センター 聴覚障害者相談員 FAX:048-814-3355

○手話通訳者・要約筆記者派遣をお願いしたい場合、

埼玉聴覚障害者情報センター 福祉支援部 FAX:048-814-3354